

地名 散歩

第139回 サコ・サクは谷間の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

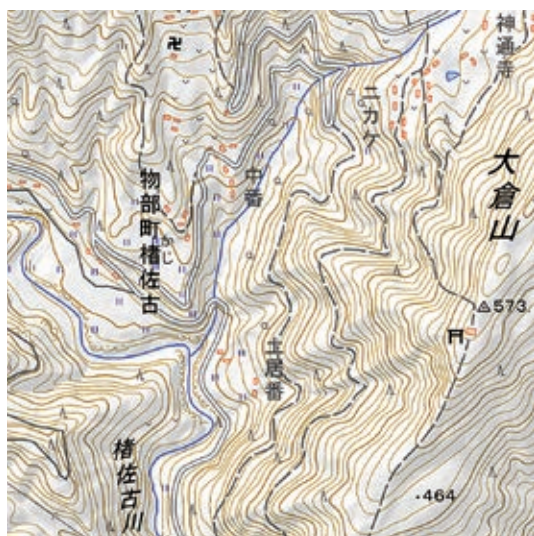
誰でもサコと発音する地名を耳にしたことはあるのではないか。どんなサコか区別する場合には〇〇サコ、場合によってはザコと濁る。このうち駅名になっているのは徳島県の佐古駅で、徳島駅から阿波池田方面へ向かう徳島線、高松方面行きの高徳線に乗れば次の駅、西へ1.4kmと近い。『角川日本地名大辞典』を引いてみたら、「地名は狭処の意で狭い地形をさし、山と川が接近し、その間の平地が狭くなっていることにちなむ」とあった。狭く(古語)に由来するのだろう。

佐古という表記はいかにも当て字らしいが、実際の徳島市佐古は江戸時代から伊予街道に沿って東西に長い町場が発達した。だいぶ都市化して開け、狭いはずのサコ地名の条件は感じられないが、眉山の北麓に位置しているので、あるいはその山麓のひとつが地名

起源の地なのかもしれない。

佐古という表記の分布を調べてみると明確に西日本に偏っており、とりわけ中国・四国地方に集中している。国土地理院の地図サイト「地理院地図」で検索すれば、ヒットする110か所のうち岐阜県が東端で、それより東には1つもない。この最東端は飛騨市神岡町佐古で、前出の『角川』によれば、「佐古は例の借字にて、坂尾なるべし」という『斐太後風土記』の説を引いている。これに従えば転訛したサカ・オ(坂の端?)に佐古の字を当てたということだろうか。そうだとすれば「狭い所」ではなさそうだが、徳島県の佐古よりずっと狭そうな山奥である。

福井県若狭町の佐古をやはり『角川』で引けば、今度は「アイヌ語で隅を意味し、地形上奥まったところのこと」という説明が付いてい



高知県を流れる物部川の支流、榎佐古川に沿った榎佐古(香美市)。典型的な谷間の地形を呈する。地理院地図(陰影起伏図・透過率80%)令和5年9月7日ダウンロード



山がちな横須賀市には多くの細い谷が入り込んでいる。大きなサクに由来すると思われる田浦大作町。地理院地図(陰影起伏図・透過率80%)令和5年9月7日ダウンロード

た。京都にほど近い若狭国までアイヌ語が広まっていたかどうかは議論が分かれるところだろうが、近くを流れるのはきわめて珍しい字を用いる鱒川。地形図で確認すれば、山奥ではないものの実際に奥まった所には違いない。

愛媛県松山市の佐古は平成17年(2005)まで北条市で、高縄半島の名の元となった高縄山(標高約993m)の真西にあたる。『角川』では「南部は山地部となり、集落は山裾に立地。地名の由来は狭いという意か」と「狭い地形説」をとっているが、地形図を確認する限り若狭の佐古と同様にそれほど閉塞した山の中ではなく、前方が開けた谷の出口で、視界は良好そうだ。

サコには「迫」の字も用いられるが、単独で「迫」とする地名は少なく、「〇〇迫」が圧倒的に多い。分布域は主に岡山県・島根県から西側の中国地方と九州で、福岡県と佐賀県にはなぜか少ない。佐古の多い四国も迫はほとんどない。駅名としてはJR日南線の折生迫駅(宮崎市)、長崎電気軌道(路面電車)の赤迫電停がある。

熊本県水俣市にある大迫は『角川』によれば「地名のサコは狭間を意味し、山に囲まれた地形に由来するという」としており、これは「佐古」の条件とも共通だ。ちなみに「迫」の地名は岩手県花巻市大迫、宮城県小迫のように東日本にもあるのだが、「はさま」と読むものが多い。もっともハザマという地名も両側から山が迫る地形なので土地条件は似ており、こちらは狭間、羽佐間、廻間などいくつかの表記がある。

『日本「歴史地名」総覧』(新人物往来社)に掲載されている「自然地名の事典」によれば、サコは「山と山の間の谷をいうが、タニよりも小さいものをこれと区別している場合が多い。大きな谷をタニといい、その中にある支谷をサコとよぶこともある」としている。サコの表記は佐古と迫の2通りが大半を占めるが、他にも

「送」の字を用いた小字レベルの地名が兵庫・岡山県境付近の山間部に鍛冶屋送、後送(いずれも岡山県美作市)などいくつか存在する。

東日本にも分布する類似の地形用語にはサクがある。同じく「狭く」なった谷であるが、最も広域の地名として知られているのが長野県の佐久であろう。佐久市は佐久郡(後の北佐久郡・南佐久郡)に由来し、もちろん古代からの郡名だ。『角川』にはその由来として「関東との国境「せく」が訛ったもの(信濃宝鑑)、外敵を防ぐために築いた「柵」を意味する(北佐久郡志)、「なべての郡に疎」(信濃地名考)が訛ったものなどの説」があるとしているが、『地名語源辞典』(山中襄太)が「せまく細く行きつまったような谷」と説明しているように、サコの同類と考えた方が自然ではないだろうか。知名度のあるものでは天竜川を堰き止めている巨大な佐久間ダムのある佐久間町(静岡県浜松市)、奥州街道の宿場町である佐久山(栃木県大田原市)などが該当する。佐古の字を用いたサク地名は西日本のサコ地名と対照的に中部から東日本に目立つ。

サク地名の表記では佐古よりずっと多いのが「作」である。もっぱら〇〇作の形で存在し、中ノ作、堂ノ作、萩ノ作、池ノ作など「ノ作」は福島県東部の磐城国の範囲に集中している。横須賀市には平作、田浦大作町の2例が存在するが、このうち平作は鎌倉期の平佐古為重の居住地とされ、『角川』では「サコは入り込んだ地形あるいは小さい谷・山の中段などの意と考えられる」と説明している。平佐古氏の居住地というが、そのヒラサコが関東風のヒラサクに転訛したのかもしれない興味深い。田浦大作町は筆者の祖父母の家があったところで何度も訪れた。小さな谷の多い横須賀にしては山の奥まで入り込んだ比較的規模の大きな谷間(オオ・サク)である。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 801
2023 October



表紙写真

「これ、な～に？」

第38回写真コンクール
銀賞(調査士/目線部門)
鈴木 公子●静岡会

静岡県周智郡森町の天宮神社の古道で遭遇した「国調多角点」。こんなところにあるんだ…と驚いている私を、不思議そうに見上げる愛犬の顔が愛らしく、思わず撮った一枚です！

地名散歩 今尾 恵介

- 03 理事・監事就任の挨拶
- 08 事務所運営に必要な知識
一時代にあった資格者であるために—
第95回 老朽化マンションの建替えと登記①
東京土地家屋調査士会 橋立 二作
- 10 会報800号を迎えて②
- 12 第23回あいち境界シンポジウム
「関東大震災から100年 どうする防災！～命と社会をまもり 未来へつなぐ～」
- 15 第5回建設・測量生産性向上展(CSPI-EXPO2023)
～次世代を担う、最先端技術が一堂に～
- 18 続続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.116
東京会/京都會
- 21 お知らせ
日本登記法学会 第8回研究大会開催のご案内
- 22 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信
- 23 会務日誌
- 26 狭あい道路解消シンポジウム
- 28 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテ Map
- 29 令和5年度ウェブ研修会のお知らせ
- 30 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 31 ちょうさし俳壇
- 32 各土地家屋調査士会へ発信した文書
- 33 編集後記

理事・監事就任の挨拶



総務部次長

いちかわ えいじ
市川 栄二



関東ブロック協議会からの推薦により、前期に引き続き総務部を担当します、神奈川県土地家屋調査士会の市川です。ここ数年事務手続きにトラブルが続き、連合会の制度疲労をご心配の会員も少なからずおられると思います。土地家屋調査士会から数えると、干支で一回り以上も会務に携わって来た中で、ひょっとすると自分自身も慣れや惰性に陥っているのでは?と自問する日々ですが、色々見て来たからこそ、図々しく言える事もまた、あるのだと自分を奮い立たせているところです。新入会員だった頃の「連合会って何をしている所なの?」を忘れず、丁寧な運営に寄与できればと考えています。よろしくお願いいたします。



財務部次長

かわにし まさひこ
川西 昌彦



中国ブロック協議会の推薦をいただき三期目を務めさせていただきます広島県土地家屋調査士会所属の川西昌彦と申します、前期に引き続き財務部を担当させていただきます。

まだまだ感染症対策は必要な日々が続くと思われませんが、日調連業務も平常に戻っていくと思われれます。少子高齢化が加速する現在においては、会員数の減少が避けられない中ですが、土地家屋調査士制度の発展のため尽力してまいりますので、2年間よろしくお願いいたします。



業務部次長

まつもと ただひさ
松本 忠寿



九州ブロック協議会から理事の推薦をいただき、前期に引き続き業務部への配属となりました長崎県土地家屋調査士会所属の松本忠寿です。

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しもいよいよ終盤となります。私たちの業務に直結するものが数多くあり、今後は、法令施行後の事例や事案を積み上げていく時期と認識しています。理事会、部会、委員会において、活発な議論を基により良いものを創り上げる。不動産登記制度を利用する全ての方の思いを忘れることなく、チームの一員として尽力していきたいと考えています。

皆様のご助言やご協力をいただきますよう二年間よろしくお願いいたします。



研修部次長

にしおか けんじ
西岡 健司



この度、四国ブロック協議会から推薦いただき、2年間研修部を担当いたします、徳島県土地家屋調査士会所属の西岡でございます。

連合会の理事としては2期目ではありますが、土地家屋調査士登録時の初心を忘れず、土地家屋調査士制度発展のため、皆様方のご教授・助言等いただきながら、少しでもお役にたてるよう努めてまいりたいと思い、2年間職務に専念していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

広報部次長 なかやま けいいち
中山 敬一

近畿ブロック協議会から二期目の推薦をいただき、前期に引き続き広報部理事を拝命いたしました兵庫県土地家屋調査士会所属の中山敬一と申します。

久保広報部長を補佐し、連合会における広報の役割とは何であるべきなのかを整理してまいります。前期からスタートしたWEBを活用した新たな広報には、広報部全体がチームとして引き続き取り組む計画です。また今期は、本誌の編集長を務めさせていただくことになります。連合会会報誌ならではの特徴を活かし、土地家屋調査士制度の魅力や重要性を伝えるよう努めてまいります。

これからの二年間、どうぞよろしく願いいたします。



社会事業部次長 さめしま きよし
鮫島 清

この度、九州ブロック協議会から推薦をいただき、社会事業部次長を拝命いたしました福岡県土地家屋調査士会所属の鮫島清と申します。社会事業部は前期から2期目となります。

社会事業部では、不動産登記法第14条第1項地図対策、ADRセンターの活用、所有者不明土地問題や空家対策等の社会問題への対応等、多岐にわたり検討課題があります。前期の経験を活かし、土地家屋調査士の会員の皆様が更に活躍できるように努力いたします。

土地家屋調査士制度発展のため、皆様のご協力をいただきながら、今期務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。



制度対策本部理事 ささもと たかもり
笹本 隆盛

この度、関東ブロック協議会から推薦をいただき、制度対策本部理事を拝命いたしました埼玉土地家屋調査士会所属の笹本隆盛と申します。制度対策本部では、土地家屋調査士制度の向上発展と会員業務の改善進歩に関する緊急課題について迅速な対応が求められます。連合会理事として初めての経験でもあり責任と重圧を感じますが、土地家屋調査士制度の更なる発展に貢献できるよう自己研鑽に努めてまいります。特に専門部会の土地家屋調査士試験制度対応PTでは、試験制度に対する課題に向き合い、微力ながら精一杯尽力していく所存です。皆様どうぞよろしく願い申し上げます。



総務部理事 こんだ みつひろ
権田 光洋

外部理事の権田光洋(弁護士)です。2期目となります。総務部所属です。1期目は、無任所の理事にて始まり、会則改正の検討を通じて総務部に加えていただき、総務部所管事務に参画いたしました。また、他の部からの折々のご相談も承り、多くの役員、会員、事務局の皆様と交流する機会をいただきました。今期も総務部の所管事務に参画するとともに、連合会組織に所属する弁護士であるとの自覚をもって、あらゆるご相談に応じられるよう尽力する所存です。また、職務の内外を問わず、皆様とのより一層の交流を深めたく存じます。今後ともご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



業務部理事 うすだ やすし
白田 恭士

今期より関東ブロック協議会よりご推薦をいただき、業務部の理事として選任されました茨城土地家屋調査士会の白田恭士と申します。

連合会の理事は初めてになりますが、会員の皆様の変化の速度が速い昨今の社会情勢に対応できる土地家屋調査士となるよう、様々な制度や業務について常に見直しを図り、より良いものにするべく、精進してまいりたいと思います。

皆様のご助言、ご協力を賜りながら、二年間職務を全ういたしますので、何卒よろしくお願いいたします。



業務部理事 すずき まさゆき
鈴木 正幸

この度、北海道ブロック協議会の推薦をいただき業務部担当理事を拝命いたしました、函館土地家屋調査士会所属の鈴木正幸と申します。連合会には2021-2022年度に広報員を務めさせていただいておりましたが、今期より連合会理事にてお世話になることになりました。就任したばかりで何もわからない状態ではありますが、まずは勉強させてもらいながら一つずつできることを増やしていきたいと思えます。業務部は全国の土地家屋調査士の日常業務に直結している部ですので、過去諸先輩方が築き上げてこられたことを礎としながら、この先10年20年先の土地家屋調査士業界発展のために生かしていけるように、思いだけは大きく持っていきたいと思えます。



研修部理事 なかじま ゆきひろ
中島 幸広

この度、近畿ブロック協議会の推薦をいただきまして、研修部理事を拝命いたしました大阪土地家屋調査士会の中島と申します。

初めて連合会の理事を拝命し、右も左もわからない状況ではございますが、各種研修、eラーニング等有益な情報を提供し、全国の会員の皆様の業務の一助となるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



研修部理事 にしむら かずひろ
西村 和洋

近畿ブロック協議会の推薦をいただき、この度研修部理事を拝命しました滋賀県土地家屋調査士会の西村和洋と申します。かつて研修員として第一回の中央実施型新人研修の運営に携わらせていただいたことを改めて思い出しました。この間、年次研修も併せ、研修の義務化が進みましたが、研修とは本来嫌々出席するものではなく、楽しいものであるべきだと考えています。会員の皆様にとって知識が得られる、業務に役立つ研修になるよう、努力させていただくことはもちろんですが、自ら進んで参加したくなる、そして、土地家屋調査士になって良かった、と実感できる研修体系が構築できるよう、尽力いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。



まつむら みつてる
広報部理事 松村 充晃

この度、九州ブロック協議会から連合会の理事に選出していただきました熊本県土地家屋調査士会の松村充晃と申します。新たな役目として、広報部を担当させていただきます。広報活動を通じて、土地家屋調査士の役割とその価値を広く社会に伝えることは極めて重要と考えております。透明性を持ちながら信頼を築くための情報発信を心がけてまいります。皆様からのご意見やご要望は、連合会としての方向性をより良くするための貴重な指針となります。お気軽にご連絡いただくと幸いです。新たな役職に就いたばかりで、まだ多くのことを学ぶ必要があるかと思いますが、連合会の一員として、そして広報部担当理事として、皆様と共により良い未来を追求してまいります。



あらか たかゆき
広報部理事 荒木 崇行

この度、北海道ブロック協議会から推薦をいただき、広報部理事を拝命いたしました札幌土地家屋調査士会所属の荒木崇行と申します。

広報により土地家屋調査士を周知してもらい、土地家屋調査士を認知していただけるよう尽力したいと思っております。

全国50会の土地家屋調査士会の各地域の情報と、土地家屋調査士が持つ社会的役割に関する知識を知ってもらえるように広報部で取り組んでまいりたいと思えます。

変わらない部分を大切に、また新しい分野の開拓を積極的に、今あるものを最適化して土地家屋調査士の広報に貢献できるように努めてまいります。これからの二年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。



ふじえだ いちろう
社会事業部理事 藤枝 一郎

この度、関東ブロック協議会から理事として推薦をいただき、社会事業部理事を拝命しました東京土地家屋調査士会の藤枝一郎と申します。

前期まで、登記基準点のマニュアル作成や認定登記基準点評価委員、地図対策室委員をしておりました。

長いこと、法務省不動産登記法第14条第1項地図の作成や地籍調査に関する事に携わってまいりましたので、それらの知見をいかして、二年間尽力していきたく思う所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。



あべ まさのぶ
社会事業部理事 安部 正伸

本年度から東北ブロック協議会の推薦を受け、社会事業部理事を拝命いたしました。所属は福島県土地家屋調査士会で、安部正伸と申します。初めて理事となるに当たり、重責を感じる思いです。

社会事業部の事業には、不動産登記法第14条第1項地図の作成・地籍整備などを始めとして、ADRセンターや法テラスに関する事項、公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項、その他公共・公益に係る多様な課題が含まれます。

我々土地家屋調査士が一層活躍する環境を整備していきたいと考えています。土地家屋調査士制度の更なる発展のため、理事として会務を務めさせていただきます。ご指摘いただければ幸いです。



研究所理事

くわはら まこと
桑原 淳

この度、関東ブロック協議会からの推薦をいただき、研究所理事を拝命いたしました静岡県土地家屋調査士会の桑原淳です。表示登記制度や土地家屋調査士制度を探究し、未来の制度の在り方を研究してまいります。制度維持発展のために尽力いたします。どうぞよろしく願いいたします。



監事

ふるお けいち
古尾 圭一

先の総会で監事に選任されました三重県土地家屋調査士会の古尾圭一です。前期までは三重会会長と連合会研究所研究員を4年間兼務させていただき、連合会の役員の皆様のご苦勞もある程度理解しているつもりです。そして、全国の土地家屋調査士の今後の未来への期待を背負っている連合会の責任は重大であると思います。そこで、連合会としての会務運営の方向性に誤りがないよう、理事や全国の各土地家屋調査士会の会長の意見をうまく集約して会務運営がなされているかの点について、特に重点をおいて監査をしてまいりたいと考えております。また、監事の立場ではありますが、会務に関してできる限りのサポートもしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。



監事

いずみ きよひろ
泉 清博

この度、監事に就任いたしました高知県土地家屋調査士会の泉清博です。

平成3年から研究室(当時)を始め通算8年間委員を経験しましたが、連合会の役員となるのは初めてです。元々技術系ですので、特に研究所や研修部などの我々土地家屋調査士の仕事に直結した部署の研究結果が、遍く全国の会員のメリットとなる様、どのように執行されているかを監事目で判断したいです。

しかし、即応性の無い研究も、制度の発展と向上に寄与するものなら無駄ではありません。厳しいだけでなく柔軟に判断し、「全国の会員の期待に応えた会務運営であった」と監査結果を報告できる様、微力ながら頑張りますので、よろしく願いいたします。



監事

くぼ なおき
久保 直生

この度、監事の2期目に就任いたしました公認会計士の久保直生と申します。1期目においては、特別会計の整理や特別会計における現金預金の特定資産への振替等、連合会の決算をより適正なものとするべく諸々決算の見直しをお願いをさせていただきました。2期目においては、連合会としては、土地家屋調査士総合研究所の設置に向けての協議や登録事務の改善等多くの課題があると認識しております。会計税務の観点からは今年10月から開始されるインボイス制度に関して、監事としても必要な情報を提供する等、連合会及び会員の皆様のお役に立てるよう尽力させていただきます。引き続きのご指導ご鞭撻のほどよろしく願い申し上げます。



事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

本稿は、「法律時報 2023年8月号 通巻1193号」に掲載されたものを転載させていただいております。

区分建物と登記 日本登記法学会第7回研究大会

第95回 老朽化マンションの建替えと登記①

東京土地家屋調査士会 橋立 二作

1 はじめに

大都市を中心に林立するマンションの老朽化が深刻になっており、築40年以上の物件は10年後には倍以上に増加する見込みである。国土交通省によると、令和3（2021）年末時点の国内分譲マンションの戸数は686万戸であり、このうち約15%の103万戸が旧耐震基準物件である。築40年以上の物件は115.6万戸で、10年後には249万戸になると見込まれている。しかし、建替え済みマンションは、2022年4月時点で270件にとどまっている^{*1}。

マンションの建替えについては、高額な費用負担が生じるなど、そのハードルは高い。マンションを建て替える場合、容積率に余裕のある物件が床面積を増やし、余剰分を販売して建替え費用を捻出することが考えられるが、スペースがなく制限が多い都市部ではこれが困難であり、結局は建替え費用を所有者が負担しなければならぬことになる。平均の負担額は1人あたり1000万円以上になるともいわれている^{*2}。

近年、巨大地震への懸念もあり、国は、老朽化したり、耐震性に問題があったりするマンションの売却や建替えを円滑に進めるため、さまざまな施策を講じているものの、なおいっそうの踏み込んだ対応が迫られているように思われる。そこで、本稿では、マンションの建替えを促進する施策がどのように進められているのかを確認しつつ、さらなる制度改善の方向性を探るとともに、建替えの際に必要な登記手続を概観することとする。

2 マンション建替えを促進するための法整備の状況

(1) マンション建替え円滑化法

マンションの建替えは非常に手間のかかる大事業

である。マンションの所有者が多数のため合意形成の段階で難航しやすく、建替え工事から再入居までの権利移転も煩雑で、なかなか事業が進んでいなかった。そこで平成14（2002）年に制定されたのが、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」という。）である。

円滑化法による建替え事業では、マンションの区分所有者のうち建替え賛成者が法人格を有する「マンション建替組合」を設立するものとされている（円滑化法6条1項、9条）。同組合は、建替え反対者の所有権を買い取ることができ、反対者がマンション建替組合に対して、買取りを請求することも可能となっている（円滑化法15条）。また、マンション建替組合は、法人として、建替え工事の契約締結や融資の借入れなども行うことができる。

(2) マンション敷地売却制度の導入など

平成26（2014）年の円滑化法の改正^{*3}によって、老朽化した耐震性不足のマンションを売却しやすくすることを目的とした「マンション敷地売却制度」が導入された。これにより、資金面などの理由から建替え事業が困難な場合でも、不動産会社のアドバイスを受けて、マンションと敷地を一括して不動産会社に売却する方法を選択できるようになった。

民法では、マンションの解体や敷地売却には区分所有者全員の合意が必要とされているが（民251条1項）、このことが売却、建替え事業が円滑に進まない大きな要因となっていた。そこで、マンション敷地売却制度では、自治体が耐震性不足のために除去すべきであると認定した「要除去認定マンション」については、区分所有者の頭数、議決権および敷地利用権の持分の価格の各5分の4以上の多数の賛成により、マンションおよびその敷地の売却を行う旨を決議できるという特

例が設けられ、要件が緩和された(円滑化108条1項)。マンション敷地売却の場合も、建替え事業と同様に、決議合意者等の4分の3以上の同意により、マンション敷地売却組合を設立し(同120条1項・2項)、合意形成や売却手続・売却利益の分配などを行うものとされた。

建替え資金の調達方法としては、建物の容積率を増やして新たに設けた住戸(保留床)を売却するのが一般的である。しかし、容積率に余裕がない場合には、新たに保留床を確保することができず、資金調達が難航する。そこで、耐震性不足で建替えが求められるマンションに限り、一定の条件を満たせば容積率が緩和されるよう改正がされ、より大きく、より高層の物件に建て替えることが可能となった。つまり、そのままの建替えより費用の負担を抑えることができ、元の所有者は、分配金を受け取ることも、跡地のマンションへ入居することも可能になった。

(3) マンション敷地売却制度の拡充

円滑化法は、令和2(2020)年にも改正がされた^{※4}。従前のマンション敷地売却制度は、耐震性が不足する物件でなければ利用ができなかったところ、「火災に対する安全性の不足」(円滑化法102条2項2号)、「外壁等の剥離により周辺に危害を生ずるおそれ」(同項3号)のある物件も対象に追加された(円滑化法108条)。また、容積率の緩和特例の適用対象も拡大され、上記2類型のほか、「給排水管の腐食等により著しく衛生上有害となるおそれ」(円滑化法102条2項4号)、「バリアフリー基準への不適合」(同項5号)も加えられた(円滑化法105条)。これらについては、令和3(2021)年12月に施行された。

また、令和2年改正では、団地など複数の区分所有物件の敷地の一部を売却することのできる「敷地分割制度」も創設され、令和4(2022)年4月に施行された。耐久性の不足、火災に対する安全性の不足、外壁等の剥離により周辺に危害を生ずるおそれのある場合を適用対象とし、特定団地建物所有者および

議決権の各5分の4以上の多数で決議できるとするものであり(円滑化法115条の2以下)、老朽化したマンションの売却と再生が企図されている。

(4) 小括—マンション建替え促進に向けた今後の展望

区分所有法上、建替え決議の5分の4という要件は非常に高いハードルとなっており、合意形成は容易ではない。費用や作業の負担を避けたいと考える区分所有者が一定の割合で存在すること、それに加えて、近年は、投資を目的とした外国人所有者が増加しており、また、相続放棄等により所有者が不明となる例も散見され、建替え決議に不参加の所有者はますます増加するものと推察される。そのため、マンション建替え決議に必要な所有者の賛成比率の引き下げや、出席者だけで決議できるようにする等、要件の緩和が必要と考える。

そうした方向での制度改善の一步として考えられるのが、マンション敷地売却制度のいっそうの充実である。上述のとおり、同制度は令和2(2020)年に適用範囲が拡大されたが、なお十分ではないように思われる。例えば、エレベータ等の共用部分の老朽化や、専用部分の設備の老朽化、経年変化による建物全体の老朽化、さらには居住者の家族構成の変化に伴う間取り変更の要請等々にも対応できる制度にすることが検討されてよいのではなかろうか。

令和3(2021)年3月以降、研究者や事業者団体に法務省、国土交通省が参加する区分所有法制研究会において、建替え・区分所有関係の解消の円滑化や、区分所有建物の管理・被災区分所有建物の再建等の円滑化といった問題について議論が行われていたところ^{※5}、そこでの研究成果をふまえ^{※6}、令和4(2022)年10月からは、法制審議会区分所有法制部会での審議が進行中である。筆者としては、同部会において、マンション建替えの円滑化に向けた積極的な施策が打ち出されることを大いに期待したい。

(11月号に続く)

- ※1 国土交通省「築後30、40、50年以上の分譲マンション数」「マンション建替えの実施状況」(同省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000058.html) 参照。
- ※2 国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室「マンションの再生手法及び合意形成に係る調査」26頁(前注・同省ホームページ)参照。
- ※3 国土交通省「マンション建替え等・改修について／平成26年改正／改正の概要」(同省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000050.html) 参照。
- ※4 国土交通省「マンション建替え円滑化法の改正概要」(同省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001404906.pdf>) 参照。
- ※5 法務省民事局「区分所有法制の見直しに向けた検討状況」(https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2201_01startup/220309/startup02_01.pdf) 参照。
- ※6 区分所有法制研究会「区分所有法制に関する研究報告書」(<https://www.moj.go.jp/content/001383078.pdf>) 参照。

会報800号を迎えて②

「会報800号を迎えて」—あぁ、土地家屋調査士—

元広報部長 古橋 敏彦



前置き

関東ブロック協議会の推薦を受けて2013年に日本土地家屋調査士会連合会(連合会)の理事となり、業務部次長に続き、2015年に広報部長を拝命いたしました。業務部では調査報告書改訂版作成への取組の他、諸々の事業を抱え、3年おきに行われる業務・報酬額アンケートの統括を委員長として担当しました。ただし、アンケートの回答率の低さに閉口しました。その後、形態を変えつつ2回のアンケートが行われていますが、何ら変化もありませんでした。これは何を意味するのか、そんな気持ちを感じながらの広報部長就任でした。それまで業務・研修といった実務に直結する事業に関わっていた私の中では、広報部は異色ともいえる立場に感じたものでした。土地家屋調査士を内側からアピールする立場である以上に土地家屋調査士の立ち位置を客観的に見ることができる環境を嬉しく感じたことを記憶しています。

連合会広報部

同期の広報部仲間に海野敦郎副会長(神奈川県土地家屋調査士会)がいらっしゃいました。当初、私はウンノさんと呼んでいました。私の地元ではその読み方が主流であったためです。私が知る限り、彼は土地家屋調査士仲間で唯一華道に精通している役員歴が長い同年生です。上杉和子理事(三重県土地家屋調査士会)は、広報部次長として客観的かつ熱い想いを持って支えていただきました。部会は1日目の午後から翌日の昼まで開催されますが、2日目の朝には決まって上杉次長の点茶タイムの洗礼がありました。「洗礼」と申したのは、暴露すると、私自身がそれまで茶道経験も無い無粋な男だったからです。今でも慣れません。そして連合会若手のホープ、土地家屋調査士白書編集長でもありますケンちゃんこと山口賢一理事(長崎県土地家屋調査士会)がこの

個性の強いメンバーの中で潤滑油的な役割を務めていただきました。

土地家屋調査士の日

1950年7月31日を土地家屋調査士法制定のその日に合わせて「土地家屋調査士の日」として記念日とする決議が2011年の連合会総会で可決されています。土地家屋調査士の知名度向上を始めとした土地家屋調査士の権限の拡大・法改正への第一歩です。その一環として「全国一斉不動産表示登記無料相談会」が継続開催されていますが、もっとアピール度の高いものはないか、の付託に対して随分想いを巡らせました。2000年の「伊能ウオーク」のような全国の土地家屋調査士が一致団結して行えるイベントは何であろうか、時には理事会で喧々諤々の協議があったことを昨日のこのように記憶しています。いずれにしても、このイベントは土地家屋調査士の意識を高揚させることで国民に対してアピールをする、とともに土地家屋調査士同士の連帯感を感じた連合会企画として有意義な広報なのです。

会報「土地家屋調査士」

広報部と言えば毎月発行される会報についての編集会議があります。土地家屋調査士会においては毎月の発行ともなるとそれだけで部の活動として終わってしまいそうですが、全国に配置している連合会広報員の情報収集能力と、「電子会議」という名のWEB会議を活用し、情報提供の大きなツールとして寄与しています。九州・紀伊・東海・関東を結ぶ電子会議、広報員を含むとさらに四国・中国・甲信越・東北・北海道が結ばれます。WEB会議の背景画面で全国の天候が一望できたものです。全国の会員の元に発信する情報の代表は、それぞれの土地家屋調査士会が展開する企画を紹介した全国版ニュースであり、連合会でなければできない情報発信で

す。我々土地家屋調査士は、その所属する地域性が異なっても「筆界」という曲者を生業としている共通認識があります。これに関するアンテナの高さは人により違いはあるといえますが、正確な情報が求められます。その求めに対して何を提供するか、広報部は真剣に考えています。

記事として現在も継続掲載させていただいている、今尾恵介氏による「地名散歩」が巻頭に掲載されています。土地家屋調査士は、仕事柄地名への執着が少なくありません。記事掲載をきっかけに、地図の専門家である今尾氏には2022年に開催されたしずおか境界シンポジウムでの講師依頼に漕ぎ着けました。「事務所運営に必要な知識」これは継続的な目玉企画、まさしく事務所運営に役立てられるものと自負しています。そして、昨今頻度の高い災害に関する情報企画があります。テレビ・新聞等の情報はある中で土地家屋調査士目線でのリアルな情報提供は、社会貢献の啓発につながります。これも前述した境界シンポジウムにつながっています。

こうしてそのメニューを列挙してみると、私自身のそれからの土地家屋調査士人生に大きく食い込んだ広報部2年間であったことは疑いのないものです。

今後の宿題

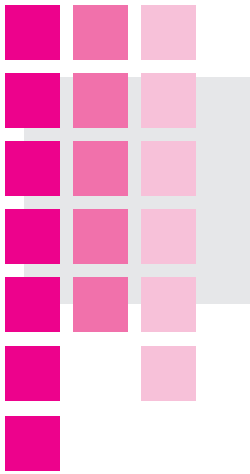
土地家屋調査士の広報として、国民に訴える「外への広報事業」の目的は登記制度の維持にあります。我々、土地家屋調査士の使命とは、国民生活の安定と向上に資することにあります。具体的には、当然筆界の専門家であることでの展開になります。「内への広報事業」の目的として会員への啓発があります。今回は、特に「会報」に関して語るべき特集企画かもしれませんが、この業界に関しての「宿題」の大きさを憂い、意見を述べます。

我々の周囲に潜んでいる境界紛争に対する準備は、個々の会員にできているのでしょうか、その準備の一つに、ADR認定土地家屋調査士資格がなぜ

入っていないのでしょうか。「自称」ADR対応土地家屋調査士とよく聞く主張ですが、広報面から言うと「自称」では不足です。認定資格を取得することは広報にもなり得ます。業務として境界紛争に関わることが土地家屋調査士職能の発揮に結びつき、結果として国民生活の安定につながる。これが社会貢献と考えますが、認定を取得しない会員はこれを放棄していることになります。

また、冒頭で述べた「報酬額アンケートの低回答率」は、社会貢献という言葉に全く相反していると言える現象だと考えます。平成13年3月30日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」を受けて平成14年に公正取引委員会の報酬額に関する指導がありました。その際に得たアンケート実施とその公開の権利を連合会は全国にこれを啓発し続けています。回答率の向上を願い、その手法も毎回苦慮しながら回数を重ねたアンケートの割には土地家屋調査士自体の進化が感じられません。こうなるとは「手法」の問題ではないことは明らかです。連合会は「各土地家屋調査士会を指導」する組織として、その具体的指導を土地家屋調査士会に委ねていますが、会員の指導的立場にある各土地家屋調査士会のその熱意と実行力の不足が低回答率の主な原因の一つと考えられます。かつて西本元連合会会長が申されていた「支部長の時代」これは土地家屋調査士会員の意識が時代を創る、という意味に採れ、まさに真実を言い得ています。土地家屋調査士会員の会への帰属意識が薄まると制度が維持できません。連合会の啓発に対して、各土地家屋調査士会こそがこの帰属意識を高めるために努力すべき立場です。「会報 土地家屋調査士」では、この事を全国の土地家屋調査士会員に対して言い続けることの必要性を感じています。

以上、危機感をもって終了いたしますが、最後に、Mr. 巨人軍長嶋茂雄氏の名言に倣い、「土地家屋調査士は永遠に不滅です」と結びます。



第23回 あいち境界シンポジウム

「関東大震災から100年
どうする防災！
～命と社会をまもり 未来へつなぐ～」

日時：令和5年8月1日(火) 13:30～16:35
会場：ウインクあいち 大ホール(名古屋市中村区)
主催：愛知県土地家屋調査士会
共催：国土交通省中部地方整備局
協賛：(公社)愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
後援：日本土地家屋調査士会連合会、名古屋法務局、
愛知県、名古屋市、あいち・なごや強靱化共創
センター、愛知県司法書士会、(公社)愛知県宅
地建物取引業協会、(公社)愛知建築士会、名古
屋大学、中部大学、中日新聞社、朝日新聞社、
毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、建通新
聞社、NHK名古屋放送局、CBCテレビ、テレ
ビ愛知、東海ラジオ放送、FM AICHI



梅村守会長と
マスコットキャラクター「きょうかい君とあいちゃん」

第23回あいち境界シンポジウムが名古屋の地で開催された。官公署職員や議員、建築士・司法書士等の他士業とともに一般市民の入場も合わせ、実に500名以上の聴衆が集まった。冒頭、梅村守 愛知県土地家屋調査士会会長が、マスコットキャラクターの「きょうかい君とあいちゃん」を連れ立って登壇し開会宣言をしてスタートした。

第1部 基調講演

どうする防災～温故知新と居安思危で未来につなぐ～

名古屋大学名誉教授 福和伸夫氏



福和伸夫氏

何千回も地震を起こしてできた養老断層と濃尾平野。地震や大火といった度重なる災害で、高台移転、広幅員道路ができていった。100m道路が2本ある都市は名古屋市だけとのこと。名古屋駅周辺市街地は元々沼地の脆弱な地盤であり、良い地盤

は名古屋城・熱田神宮のある高台である。名古屋駅中心街と熱田台地周辺では地盤の固さが違う、つまり地震の際の揺れがそもそも違うのに、建物を建築するための法律内容は同じ。憲法の財産権を鑑みているため耐震基準は全国一律で最低限の安全しか保証されていないとのこと。

過去の話をする際、日本は災害の歴史の勉強が抜けていることも併せて考えなければならない。世界中の歴史は災害と感染症で変わっている。1891年の濃尾地震の死者は7,273名。1923年の関東大震災では7万人を超える死者と複合災害。太平洋戦争時は1944年に東南海地震、1945年に三河地震が発生した。その後も建築基準法制定の契機となった1948年福井地震から数々の地震災害が発生し1995年の阪神淡路大震災と2011年の東日本大震災に続く。日本は地形上4枚のプレートの上にあり常に地震・火山・風水害を受けていたために「自然は怖い」と昔から言われ続けてたことを意識しなければならない。

近い将来、南海トラフ地震は確実に発生する。そのときに中部発の日本破綻を回避したい。過去の例

では「半割れ」という地震が多く、2度の大地震が来ると考えられる。その間隔は2年であったり同日であったり様々な可能性がある。東日本大震災に比べはるかに甚大な被害量と予想されるのでサプライチェーンなどあらゆる組織が自助・共助・公助の本気モードへ動き、重要施設、水・電気・燃料、道路通信、相互依存するインフラ・ライフラインの強化が必要である。民間の建物耐震化が進んでいない点は市民の意識が他人事から自分のことへ変わることが必要。狼狽えず逃げなくてよい社会を皆で創らなければならない。そのために国も地方の重要性が明記されている新たな国土形成計画・骨太方針を作成している。国・地方、官・民ともに防災や国土強靱化へ取り組むことが重要であるとのことであった。

第2部 パネルディスカッション

パネリスト

国土交通省中部地方整備局企画部

事業調整官 大島常生氏

中部大学工学部建築学科准教授 松山明氏

名古屋市緑政土木局路政部主幹 森下直樹氏

自己紹介とともに各パネリストの担当分野からの防災に関する取組が発表された。

●大島常生氏

新たな中部圏広域地方計画策定に向けて



大島常生氏

未来に希望を持てる国土の将来ビジョンとして、7月28日に新たな国土形成計画の全国計画が策定された。国土形成計画は全国計画と地方計画があり、新たな中部圏広域地方計画は7月5日に「基本的な考え方」を発表したところ。中部圏の将来目標

として「魅力あふれる地域の創出、モノづくりを礎に世界をリードし続ける産業への進化、日本中央回廊による効果を最大化する圏域づくり、恵みの活用・国土の強靱化」の4つを定め、今後、具体的な取組を検討した上で策定していく。(日本中央回廊とは、新たな全国計画において、リニア中央新幹線や新幹線、高速道路等で結ばれる圏域を「日本中央回廊」と

位置づけている)

また、切迫する南海トラフ地震でこの地域が直面するリスクへの対応の1つとして、市町村の防災危機管理や都市計画、都市整備の担当職員向けに、「災害に強いまちづくりガイドライン」を作成していることを紹介。

●松山明氏

狭あい道路・老朽木造住宅密集地区の解消に向けて～生活者の視点から～

火災延焼の危険性を図示して、延焼クラスターを説明。広い道路と耐火建築物があると延焼はしない。その逆にあるのが狭あい道路である。狭あい道路の一つとして建築基準法適用前から建築が並んでいる幅員4m未満の道で特定行政庁の指定し



松山明氏

たもの(いわゆる2項道路)は建物更新時道路中心線から2mセットバックを実施し、いずれ全て4m幅の道路になるはずであったが現在もそのようになっていない。かど地の狭あい道路側のセットバック不要や、特定行政庁が指定しなかった狭あい道路は、セットバックしても建て替えができない問題がある。それらの解消に向けて、名古屋市では、かど地拡幅整備支援事業、生活こみち整備促進事業を実施、全国も同様に街なみ環境整備事業、住宅市街地総合整備事業が実際されている。これらは地域の地権者・住民と行政の協働、連携による臨機応変な事業展開で解決を図るべきものである。

●森下直樹氏

災害に備える～街区の座標データ化～



森下直樹氏

緑政土木局の仕事は、名古屋市の面積の4分の1を占める道路河川緑地公園の管理・活用であり、市民の安全、住みやすさに従事。そのために土地・道路の境界の明確化、街区の座標データ化の取組が地籍調査の時間短縮資料となる。地籍調査は、土地取引、まちづくりの円滑化、迅速な災害復

旧、所有者不明土地対策に役立つも、全国の実施状況で関東中部北陸の進捗が遅れている。被災地の対応事例では名古屋市が行政支援をしていた陸前高田市が実施率100%だったため短期間で土地の境界を復元。まちの復興がスピーディーに進んだことも鑑み名古屋市は街区の座標データ化を実施し、南海トラフ地震など大規模地震の災害後の街区の復旧が可能になるように取り組んでいる。

ディスカッションでは、地籍調査に関して東日本大震災の被災地の復旧における地籍調査を事前に行った所と行っていない所では、用地調査期間に1年以上差が出た事例を紹介。行政への補助施策、市民のメリット等の必要情報を網羅した地籍調査の

ウェブサイトがあることが伝えられ、地籍調査の必要性を知っていただくこと、防災対策について市民に伝え我が事と考える必要があるとの意見になった。また春日井市の「街づくり支援制度」が紹介され、地域住民が街づくりに参画し、狭あい道路解消に至った事例も紹介。関係部局の横断的取組が問題解消に向けて必要であるとし、加えて地域住民と一丸となってまちづくりを進めていくことが大事との意見になった。

最後に「あらゆる人が取り組み 明(あか)るく楽(たの)しく前(まえ)向きに あたま(頭)を使って よりよい未来を創っていこう」をまとめとして終了した。

広報員 大星雅司(石川会)

第5回建設・測量生産性向上展 (CSPI-EXPO 2023)

～次世代を担う、最先端技術が一堂に～



2023年5月24日(水)・25日(木)・26日(金)の三日間にわたり幕張メッセにて開催された「第5回建設・測量生産性向上展(通称「CSPI-EXPO」)」取材してきました。

その名のとおり建設関係と測量関係の最新技術を各メーカー、ベンダーが展示・発表するイベントです。バックホー(ユンボ)などをラインナップする国内有名建設機器メーカーを始め、ライカやDJIのような海外メーカー、更には中小のベンチャー企業が数多く参加し、トータル402社(来場者三日間合計44,678名)という大規模な展示会となっています。

今年の展示会のサブタイトルも昨年同様「次世代を担う最先端技術が一堂に」となっています。タイトルに恥じない最先端技術があふれる会場は、コロナショック開けということもあり来場者であふれかえり、巨大な幕張メッセ会場をしても通路ですれ違うのも楽ではありませんでした。ざっと一通り歩いたファーストインプレッションは、これまでの測量イメージを一新した、まさに「次世代」のオンパレードとなっていました。

まずは測量分野のブースですが、展示内容の中心をキーワードで挙げるとするならば、予想どおり「3D(点群)」「ドローン」「レーザースキャナー」

「GNSS」と言えるでしょう。かつてのTSやターゲット、測量処理CADソフトという分野はほんの一部にすぎません。

点群処理(ドローンやスキャナで取得したデータ処理)の中心はハイエンドデスクトップからクラウドに移行し、ソフトウェアベンダーがそれぞれの強みをアピール、しのぎを削っています。どちらかという、古参のソフトウェアメーカーほどデスクトップ中心(ローカル環境)で、新規参入メーカーほどクラウド+サブスクという傾向。クラウド+サブスクは導入コストが少なく済む反面、生存競争も熾烈なのでしょう。

ドローンはトップシェアのDJIが入り口付近にブースを構え、展示会1週間前に発表した新型機(Matrice 350 RTK)が並び、ブースの前には新製品目当ての人だかりができていました。DJIの機体に



搭載する多様なペイロード(カメラ、スキャナ、スプレー缶もありました)との組み合わせも豊富で、測量だけにとどまらない用途性の高さも魅力的でした。

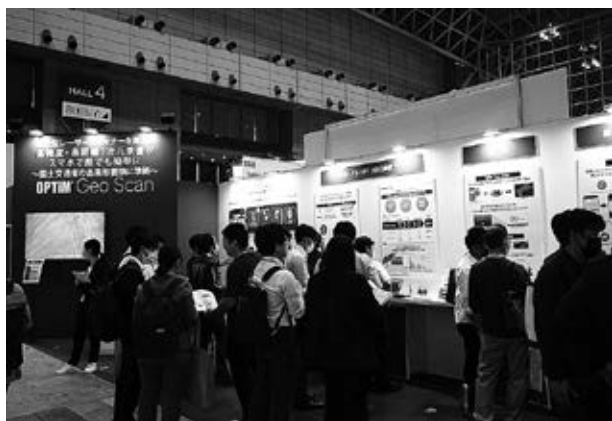
DJI以外にも多くのメーカーがマルチコプターや固定翼機を展示。普段は余り目にする機会が少ない水中ドローン(海洋測量や河川測量などだけでなく、水中作業がメイン)も数多く見ることができました。全体の傾向としては中型から大型機が多く、大規模な測量になるほどこれまでの常識が通用しないと感じました。

レーザースキャナーはLidarがもはや常識。さらに、三脚に据える固定式よりもハンドヘルドタイプが人気を集めていました。海外でリリースが始まった低価格帯のハンドヘルド型Lidarスキャナーのローカライズが順調に進んでいるようです。ドローンと組み合わせる軽量小型タイプも数多くの製品が並び、選択の幅が広がります。

スキャナー運用がハンドヘルドタイプに移行すると、必然的に公共座標取得を目的としたGNSS機器(ア

ンテナ)も軽量小型化が進んでいます。実際に手にした徳島県に本社を構えるベンダーの製品は、女性(高齢男性も)でも簡単に扱えるような軽量化を達成。スキャナー(120Mレンジ)+GNSS一式を組み合わせたバックパック型ですら、小学生のランドセルの方が重いのではと感じるほどでした。我々が気にする測位精度もおおよそ20mmから50mm程度と高性能で、条件次第では現況測量で十分活躍しそうです。

最終日かつ最後の枠、ライカの小型GNSS機器の実例セミナーにも参加しました。最近では低価格帯のGNSS測量機器が土地家屋調査士業界界隈で話題ですが、ライカによる新製品の利用方法は、さすが大手と唸るようなアイデアが詰まっていました。事例概要としては、工事測量の現場にて住民説明や施工会社との打合せの際に、実際の完成イメージをAR技術で設計モデル(3D)を投影するとのことでした。セミナーを聞きながら我々土地家屋調査士も地権者に筆界を説明するシーンで十分活用できそうです。下準備として我々の測量成果が公共座標系である必要性はもちろんですが、我々の業務の先にある設計・施工・管理がほぼ公共座標を基本としていますので、土地家屋調査士が担う社会基盤整備にGNSS機器との連携は重要であると再確認しました。ここまで書くと、今までのプリズムによる測量は古い技術(オワコン化)なのかと感じそうですが、ピンポール+プリズム測定の新たな可能性も興味深いものがありました。それは「傾斜補正機能付きのピンポール」です。これまではピンポールは垂直に立てることが常識、これを覆すことにより新たなTS測量の可能性が広がってきます。詳しくはキーワードで検索してみてください。



測量分野ブースで私が取材中特に気になったのは、学生ベンチャーからスタートアップした企業です。代表者(25歳とのこと)と話す時間を確保することができましたが、これまで学業として測量を専門に扱ってはきていないが、この分野(測量)の可能性に惹かれ起業し参入したとのこと。確かにブースにいる社員は皆若く、測量出身者とは明らかに異なるITベンチャー独特の雰囲気がします。こちらでは安全ベストやヘルメットにGNSSアンテナを組み合わせたMMS製品をリリースしていました。人間そのものをアンテナにする発想には土地家屋調査士としては色々突っ込みどころはありますが、彼らのような若い世代が興味を持って取り組まれていることが今後の楽しみです。

展示会のもう一つのジャンルである建設分野ブースについては時間的制約と広大な展示スペースの関係上全てを周ることはできませんでしたが、個人的に気になったものをキーワードで少し紹介します。「大型ユンボ(バックホー)の電動化」、「建設機器の自動運転・施工技術」、「i-Construction対応サービス(施工管理など)」、「測量未経験者による現況測量サービスの展開(人材サービス)」などです。

建設分野で共通して言えるのは、建設土木工事の施工管理がICT化により洗練されていることです。というのもこれらの分野の推進力の中心が比較的若い世代であり、一昔前に言われた3Kというイメージを覆すほどのスタイリッシュなブースに象徴されます。



我々土地家屋調査士会が今後若い世代の参入を推進するためのヒントがここにあるような気がしました。

最後に、これまでは測量機器の展示会と聞くと、TSやプリズムを並べるスタイルを想像していましたが、今回の取材ではTSを見ることはほとんどありませんでした。代わりにクラウドサービスやスキャナーによる点群処理を中心とするIoT最先端技術です。国土交通省を中心とするPLATEAU(プラトゥー)のような3D都市モデルや、土木建設分野で進むi-Construction化の波を肌身で感じながら、「測量=ピンポール」という固定観念をそろそろ切り替えるタイミングに来ているのではないか、いやもしかすると既に乗り遅れているのではないかという感想を持ちながら会場を後にしました。

広報部理事 中山敬一(兵庫会)

続

続!!

愛しき我が会、我が地元

Vol. 116

東京会

『東京都立田無工科高等学校 測量講習会』

東京土地家屋調査士会 田無支部 土屋 国和

東京土地家屋調査士会田無支部では、今まで制度広報の一環として地元の中学校・高校にて出前授業を何度か開催していました。コロナ禍の影響もあり、ここ数年は開催できない年が続いておりましたが、株式会社千葉測量機様にご紹介いただき東京都立田無工科高等学校(令和5年4月1日田無工業高等学校から校名変更)で「出前授業?」を開催させていただくことになりました。?マークを付けたのには理由があります。

過去にも田無工科高等学校では、生徒さんを対象とした出前授業を行ったことはありましたが、事前打合せをした支部長から「今回は先生方を対象に講習をしてほしい」との説明がありました。というのも学校のカリキュラムに測量の授業もありますし、部活動に「測量部」があり、生徒へ指導する先生方も改めて測量を勉強したいとの思いからオファーを頂いたことでした。ですので、今回は「出前授業」ではなく「測量講習会」という形での開催となりました。

ちなみにこの「測量部」は、「高校生ものづくりコンテスト(測量部門)」の東京都大会にて優勝は数知れず、関東ブロック大会・全国大会にも出場し、最高成績は全国大会準優勝という輝かしい実績を残しています。

さて、実際の講習会の内容ですが、令和4年8月下旬のまだまだ暑さの厳しい中、田無工科高等学校

にて行いました。学校敷地内の校舎と校舎の間にある中庭のようなところには、生徒さんたちが普段練習を行っていると思われる「鉸」がいくつも設置してありました。その中からちょうど良いものを仮の基準点、他の4点を使って仮の一筆地として見立てて、学校で所有しているトータルステーションを使用し、測量方法について説明を行いました。

まずは器械の据付け方法から。普段学校では器械高を合わせて据え付けることがなく、高さの合わせ方を教えてほしいとのことでしたので、調整方法を詳しく説明しました。次に視準方法です。1素子ターゲットと手持ちミニプリズムの目標物の捉え方、注意点など、また十字線の1本と2本はどのように使い分けるのか等を説明しました。また基準点測量の時は2対回の観測、境界標など現況を測量する時は単角(0.5対回)で観測を行うなど、それぞれの観測方法と手順について説明しました。

ひとつおりのデータを取得できたところで教室に戻り、測量CADソフトを使用して、電子野帳からの観測データの取り込み～手簿～記簿～座標計算～対象地の各辺長・面積の求め方～簡単な図面にするとところまでを説明しました。普段の授業や部活動では、「手書きの手簿」・「電卓やポケコンを使用しての座標計算」をしているのでパソコンはあまり使っていないとのことから、一連の流れを説明しました。



今まで経験してきた生徒さん相手の出前授業とは違い、こちらも緊張しておりましたが、さすが高等学校の先生方でした。「生徒に間違えたことを教えてはいけないから」と、数多く質問していただきましたし、中には野球部の顧問の先生が練習の合間に参加してくださいました。皆様熱心に講習を聞いてくださり、普段から情熱をもって生徒さんたちと接していらっしゃるのが伝わってきました。とは言っても堅苦しくなることもなく、冗談を言いながら和やかな雰囲気の中で、こちらも楽しく進めることができました。

「測量部」の生徒さん達は、卒業後は測量会社に就職して、測量士を目指している生徒さんが多いとのことでした。測量の技術を生かせるのは測量士だけでなく、【土地家屋調査士】という資格もあると知ってもらうためにも、今後も工科高等学校での出前授業を積極的に参加させていただきたいと思います。

最後になりますが、田無工科高等学校測量部の皆様の「高校生ものづくりコンテスト(測量部門)」でのご活躍を祈念するとともに、参加していただいた先生方、今回ご紹介いただいた株式会社千葉測量様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

京都会 『バズれ！！ トカチョ』

京都土地家屋調査士会 社会連携部 理事 山内 司
部員 林 一茂

京都会では広報活動として、新たにソーシャルメディアプラットフォームTikTokを活用し、トータル約500万回再生を記録することに成功いたしました。

TikTokは、世界的な人気を誇り、特に若年層において爆発的な成長を遂げています。

京都会では、このプラットフォームの大きな魅力を見出し、広報の目的に合わせた戦略を立案しました。

TikTokにおける広報活動の着眼点は、若者たちに土地家屋調査士を知ってもらうことや、境界確定の重要性を知ってもらうことにより、土地家屋調査士の業務円滑化に貢献していくことを視点に発信活動をしてまいりました。

TikTokには、インサイト機能という分析機能が備え付けられており、どのような世代や地域で、発信内容に興味を持ってもらえているかなどを行うことも可能です。これらの数値はTikTokに限らず、国民の皆様が土地家屋調査士に関連する内容のどのようなことに興味関心を持っておられるかを分析できますので、他の広報活動にも広く援用することも可能です。

TikTokの広報活動は、若年層とのつながりを強化し、新たなマーケットを開拓するための効果的な



道具となり得ると確信しております。今後も、この成功を基盤に、さらなる革新的な広報戦略を展開してまいります。

他会の広報部の皆様も、是非挑戦してみたいかでしょうか？

また、その他にも京都会では広報誌を発刊しています。

これまで会員向けの会報誌はあったのですが、昨年から新たに外部への新たな発信源として

広報誌「**トカチヨ**」を創刊しました。



題号は、親しみやすかつキャッチーなものにしようと検討した結果、とある会員から「取引先の方から、私たち土地家屋調査士のことを略して”とかちょーさん”と呼ばれてます」との発言が元となり「トカチヨ」となりました。

内容も、土地家屋調査士は何する人なの？土地家屋調査士になるにはどうしたらよい？等々、土地家屋調査士についての基本情報や、私たち会員の日々活躍する模様などを掲載しています。

もちろんTikTok活動や無料相談会のアピールもしています。

また、より多くの方々の手に取っていただけるように、京都府内の役所やお店、大学や交流センター等、様々な施設へ配置させていただいています。

年3回、現在第4号まで発刊しています。「トカチヨ」の反響も大きく、ある会員は美容院で「トカチヨ」見たよって声を掛けられたとか…。

京都会では、広報活動として「TikTok」と「トカチヨ」の二本柱で土地家屋調査士の魅力を発信しています。



日本登記法学会 第8回研究大会開催のご案内

日本登記法学会

当学会は、登記に関連する研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、登記制度の発展に寄与することを目的とし、学術的研究と実務のコラボレーションを踏まえた活発な議論を行っておりますところ、今回は通算8回目の研究大会となります。

下記のとおり、会場とオンライン会議システム(Zoom)形式を結んだいわゆるハイブリッド方式で開催を予定しておりますので、奮ってご参加いただければと存じます。

当学会はこれからも、研究者と実務家が登記に関する現状と課題を認識し、その解決の方策とそのための理論を協働して検討する恒常的かつ刺激的な場を提供して参りたいと考えています。

記

- 開催日時：令和5年11月25日(土)午前10時から午後5時30分まで
(開場及びアクセス可能となる時間は、午前9時30分となります。)
- 開催形式：①会場：司法書士会館 地下1階 日司連ホール
(東京都新宿区四谷本塩町4番37号)
②オンライン会議システム「Zoom」を利用したオンライン会議形式
- 内 容：午前：商業・法人登記
テーマ **「株式相続・持分相続と登記」**
報告① 大久保 拓也氏(日本大学大学院法学研究科教授)
「株式会社の株式相続」
報告② 立花 宏氏(司法書士)
「持分会社の持分相続」
モデレーター 中東 正文氏(名古屋大学大学院法学研究科教授)
昼：日本登記法学会 定時総会(ハイブリッド方式)
午後：不動産登記
テーマ **「不動産の相続と登記」**
報告① 松尾 弘氏(慶応義塾大学法科大学院教授)
「相続登記の促進と民法・不動産登記法の改正(仮)」
報告② 北詰 健太郎氏(司法書士)
「相続登記の申請の義務化と司法書士実務(仮)」
報告③ 丸山 晴広氏(土地家屋調査士)
「不動産の相続と土地家屋調査士の実務(仮)」
モデレーター 水津 太郎氏(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
コメンテーター 荒井 達也氏(弁護士)
- 定 員：会場：80名、オンライン：250名(当学会の会員のみ)
- 参 加 料：無料
当学会の年会費として3,000円が別途必要となりますので、未入会の方は当学会のホームページ(<https://www.toukihou.jp/>)から入会手続きをお願いいたします。
- 共 催：日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本登記法学会

なお、最新の情報および参加の申込みにつきましては、当学会のホームページ(<https://www.toukihou.jp/>)をご参照ください。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



8月16日
～9月15日

今年の夏の暑さは、とてつもない毎日を提供してくれたが、水道橋を会務や生活の拠点として日々を過ごしていると、暑い・寒い以外のリアルタイムに季節を感じる機会が少なくなっていることに気がつく。地元に住たら感性として入ってきたであろう桜の開花も田植え風景もホテルの舞もいつの間にかやら過ぎていた。これから迎える稲刈りの匂いを含んだ風や秋祭りの太鼓の音色、新米が炊きあがった湯気を顔全体で受け止める感じを遠くこの街から想像しつつ、秋から冬へ移ろうこととなるのだが、水道橋を土地家屋調査士制度と社会生活をつなぐ架け橋として存在させることに変わりはない。

8月

17日 法務局地図作成事業の今後のビジョン検討会に関する打合せ

本年9月から開催される「法務局地図作成事業の今後のビジョン検討会」における連合会の対応及び議論展開の在り方等に関して打合せを行う。

23日 第7回正副会長会議

翌日からの常任理事会に上程する議案を中心に正副会長及び専務理事、常務理事並びに総務部長にて確認と整理のための会議を開催。

23、24日 第3回常任理事会

正副会長及び常任理事が一同に集う形態での常任理事会を招集。各部等からの報告の後、7項目の審議事項と20項目の協議事項に関して、活発な意見交換とともに方向性を確認したところである。

24日 第3回理事会(電子会議)

電子会議にて理事会を招集し、4項目の懸案事項について議論展開と整理をお願いさせていただいた。

9月

1日 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 令和5年度定時社員総会

私の地元・愛媛公嘱協会の定時社員総会に出席。愛媛県土地家屋調査士会入会と同時に愛媛協会社員となって35年余りの間、一人の土地家屋調査士として育んでもらいつつ、多くの仲間巡りに出会ったことにも感謝を込めて挨拶をさせていただいた。

4日 衆議院議員小宮山泰子「未来政策フォーラム勉強会」

立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟において幹事長を務めていただいている小宮山泰子衆議院議員(埼玉7区選出)の勉強会に出席。この日は一級建築士の青木茂先生からリファイニング建築[再生建築]に関する講演を拝聴した。

5日 神奈川会 令和5年度第1回会員・一般研修会における講演の講師

神奈川県土地家屋調査士会の一般研修会に講師としてお声掛けをいただき、会場の関内ホールにて「土地家屋調査士の未来展望」をテーマに90分間、お話をさせていただいた。

6日 第8回正副会長会議

理事会の開催に当たり、正副会長会議を招集。懸案事項の確認と方向性に関して、情報と意識の共有を図る。

6、7日 第4回理事会

多くの理事においては、7月に各役員の方掌が決定して以降、主に担当部署において活動をしてきたところであるが、連合会の執行機関としての理事会という形で集合し、制度の将来を見据えての議論展開に臨んでもらった。また、一期目の理事全員から自分の言葉で意見を表明する機会を創れたことも収穫となったと感じる。

7日 西本顧問の講師による講演

理事会後、元連合会長である、西本孔昭顧問に講師をお願いし、現役の連合会役員と未来世代に伝えておくべき内容を中心に講演をいただいた。

8月
16日

第3回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和5年度のウェブ広報の充実に係る具体的事業内容について
- 2 各種SNSの運用等について
- 3 プレスリリース、ニュースリリース発信に係る内規について
- 4 法務省や日司連と連携した広報活動について
- 5 令和5年度に作成する広報ツールについて
- 6 受験者の拡大に向けた活動について
- 7 土地家屋調査士白書の作成について
- 8 「連合会長とリモートで話そう企画」に代わる新しい企画について
- 9 土地家屋調査士会又はブロック協議会への情報提供について
- 10 担当者会同等の開催について
- 11 会報の編集及び発行について

22、23日

第1回「土地家屋調査士白書2024」編集会議

<協議事項>

- 1 『土地家屋調査士白書2022』からの引継項目について
- 2 特集記事について
- 3 各会への確認事項について
- 4 外部団体への情報提供依頼について
- 5 引用・転載許可について

23日

第7回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和5年度第3回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 令和5年度第3回理事会審議事項及び協議事項の対応について

23、24日

第3回常任理事会

<審議事項>

- 1 令和6年春の叙勲及び褒章候補者の推薦について(顕彰審査会)
- 2 制度対策本部員、大規模災害復興支援対策本部員、各種委員会委員及び研究所研究員等の選任について
- 3 顧問の委嘱について
- 4 役員名簿の作成費用について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号の訂正について

- 6 土地家屋調査士会へ販売された領収証の取扱い及び再作成に関する費用の負担等について

- 7 土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について

<協議事項>

- 1 倉庫として賃借している物件の契約更新について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会の英訳について
- 3 土地家屋調査士会への助成について
- 4 年計報告に関する取扱いについて
- 5 顧問社会保険労務士について
- 6 渉外費支出の取扱いについて
- 7 中長期的な財政計画の検討について
- 8 図書等頒布特別会計の在り方について
- 9 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 10 令和6年度における親睦事業について
- 11 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 12 令和5年石川県能登地方を震源とする地震に係る現地対策本部の設置及び運営費の交付について
- 13 令和6年度予算(案)の策定方針について
- 14 令和6年第19回特別研修(基礎研修)のeラーニング化について
- 15 日本土地家屋調査士会連合会広報員設置規程の一部改正(案)について
- 16 令和6年度狭あい道路解消シンポジウムの開催について
- 17 令和5年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 18 令和5年度第1回全国会長会議の運営等について
- 19 役員等選任に関する要望について

24日

第3回理事会(電子会議)

<審議事項>

- 1 顧問の委嘱について
- 2 役員名簿の作成費用について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号の訂正について
- 4 土地家屋調査士会へ販売された領収証の取扱い及び再作成に関する費用の負担等について

第3回理事会(電子会議)における業務執行状況の監査

9月

5日

第2回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 委員の担当分担について
- 2 第18回土地家屋調査士特別研修について
- 3 第19回土地家屋調査士特別研修のeラーニング化について

6日

第8回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和5年度第4回常任理事会審議事項の対応について
- 2 令和5年度第4回理事会審議事項及び協議事項の対応について

第4回常任理事会

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号の訂正に係る印刷物について

6、7日

第4回理事会

<審議事項>

- 1 令和6年春の叙勲及び褒章候補者の推薦について
- 2 制度対策本部員、大規模災害復興支援対策本部員、各種委員会委員及び研究所研究員等の選任について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号の訂正に係る印刷物について
- 4 土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約の更新について

<協議事項>

- 1 倉庫として賃借している物件の契約更新について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会の英訳について
- 3 土地家屋調査士会への助成について
- 4 年計報告に関する取扱いについて
- 5 顧問社会保険労務士について
- 6 前選挙管理委員長から提出された検討依頼事項について
- 7 渉外費支出の取扱いについて
- 8 中長期的な財政計画の検討について
- 9 図書等頒布特別会計の在り方について
- 10 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について

11 令和6年度における親睦事業について

12 令和6年度予算(案)の策定方針について

13 令和6年第19回特別研修(基礎研修)のeラーニング化について

14 日本土地家屋調査士会連合会広報員設置規程の一部改正(案)について

15 令和6年度狭あい道路解消シンポジウムの開催について

16 令和5年度第1回全国ブロック協議会会長会同の運営等について

17 令和5年度第1回全国会長会議の運営等について

第4回理事会における業務執行状況の監査

7日

西本顧問の講師による講演

11日

第1回登記基準点評価委員会

<協議事項>

- 1 令和5年度事業計画の展開と事業進行について
- 2 認定登記基準点申請における認定及び確認作業について
- 3 登記基準点測量に関する研修会の実施について
- 4 国家座標の推進について

13、14日

第3回研修部会

<協議事項>

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 令和5年度土地家屋調査士新人研修の運営等について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 第19回土地家屋調査士特別研修基礎研修のeラーニング化について

第3回財務部会

<協議事項>

- 1 予算執行の適正管理について
- 2 中長期的な財政計画の検討について
- 3 特別会計の在り方の検討について
- 4 親睦事業の検討及び実施について
- 5 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営について
- 6 国民年金基金への加入の促進について
- 7 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について

- 8 令和6年度予算の策定方針について
- 9 事務引継書における懸案及び留意事項等への対応について

14日

第3回研究所会議

<協議事項>

- 1 研究所研究員候補者の選出について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会研究所規則の一部改正について

15日

第1回義務研修運営委員会

<協議事項>

- 1 令和5年度土地家屋調査士新人研修における運営等について
- 2 令和6年度土地家屋調査士新人研修におけるカリキュラムについて
- 3 今後における土地家屋調査士新人研修の体系化について
- 4 第2期土地家屋調査士年次研修の実施内容について



広報キャラクター「地識くん」



各自治体の長及び担当の方、
国会議員、県会議員、市町議会議員の方々へ

狭あい道路とは、
4m未満の狭い道路

狭あい道路解消シンポジウム

広がる道路
広がる安心

入場無料
要申込み

2023年 10月24日 [火]
令和5年 13:00 - 17:00

神戸文化ホール 中ホール

〒650-0017 兵庫県神戸市中央区楠町4丁目2-2

主催 日本土地家屋調査士会連合会
共催 全国土地家屋調査士政治連盟
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会
兵庫県土地家屋調査士会
兵庫県土地家屋調査士政治連盟
公益社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
後援 総務省 法務省 国土交通省 兵庫県

詳しい内容・申込方法は次頁へ！

狭あい道路解消シンポジウム

「狭あい道路」とは

都市計画区域内にある建築物の敷地は、原則として幅員4m以上の道路に2m以上接するよう、建築基準法(昭和25年法律第201号)で定められています。昔から幅員が4m未満の道沿いに立ち並んだ建築物の救済措置として、基準時以前から建物の立ち並びがあり、幅員1.8m以上4m未満の道で、行政が指定した道を「狭あい道路」(建築基準法第42条第2項の道路・みなし道路)と呼びます。

土地家屋調査士とは

土地家屋調査士とは土地の筆界を明らかにする業務及び表示に関する登記の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与することを使命とし、狭あい道路を解消するための土地を分割する登記などを行う唯一の国家資格者として、防災及び減災に係るインフラ整備に貢献しています。

講演内容

阪神淡路大震災の教訓から

前神戸市消防局長 鍵本 敦 氏

岡崎市の狭あい道路解消の現状

岡崎市役所都市政策部住環境整備課 次長 牧野 泰司 氏

狭あい道路の解消に向けた 国土交通省の取組みについて

国土交通省住宅局市街地建築課 課長 成田 潤也 氏

街づくりにはたす 土地家屋調査士の役割

国土交通副大臣 豊田 俊郎 氏



アクセス



神戸市営地下鉄 西神・山手線「大倉山駅」西1番出口
右手すぐ

JR 「神戸駅」徒歩10分 北出口から北へ

私鉄「高速神戸駅」徒歩8分 楠公出口から北へ

新幹線でお越しの方は「新神戸駅」を下車し、神戸市営地下鉄西神・山手線「新神戸駅」に乗り換えて「大倉山駅」までのルートがスムーズです。

お問い合わせ

兵庫県土地家屋調査士会

TEL : 078-341-8180

お申し込みはいずれかの方法でお願いします

FAX 下記にご記入の上、この用紙をFAXしてください。
078-341-8115

WEB こちらのQRコードから
お申し込みいただけます。



<https://forms.gle/JqJiZV8MeX9rQHhE6>

◆ 日本土地家屋調査士会連合会主催の「狭あい道路解消シンポジウム」に申し込みます。

名前 (代表者)	代表者以外の人数	名
所属部署 (役名)		
連絡先 (TEL)		



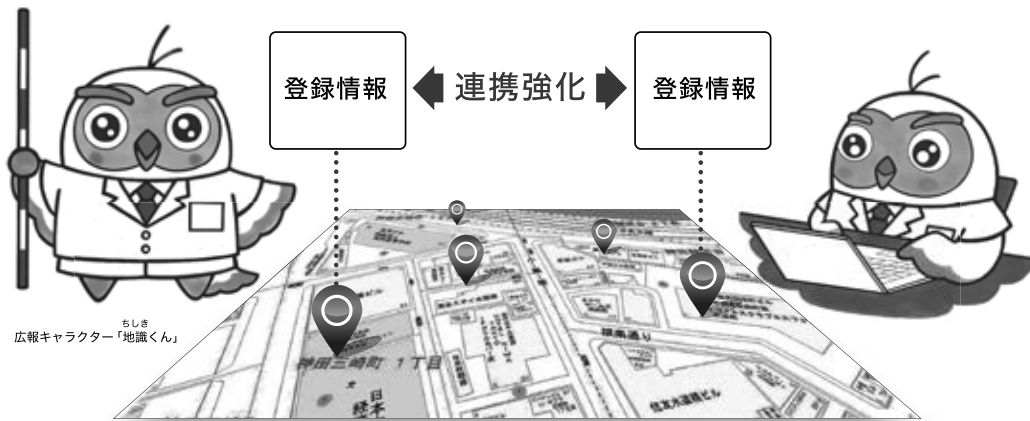
日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

地図機能について 「調査士カルテMap」では、以下地図機能がご利用できます。



業務に必要な地図が
これ一つで

住宅地図 ブルーマップ 用途地域

PC やタブレットでいつでも確認でき、
 資料集め・事前調査で活用できます。



地図上で
事件簿管理が可能

- 調査情報・関連書類を地図上に登録し、
 事件簿の一元管理ができます。
- 登録情報は CSV 出力もでき、
 年計表作成にも役立ちます。

新機能追加について

- 共有ページの検索可能縮尺が拡大し、視認性が向上しました。
- 地図画面での現在地移動が可能となり、現地調査での利用がしやすくなりました。
- 印刷範囲が赤枠で表示され、印刷がしやすくなりました。他にも便利な機能を同時追加!

全国閲覧可 月額**3,960円**(税込) お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております < 無料で利用できる期間をご活用ください!

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】
 日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

令和5年度ウェブ研修会のお知らせ

日本土地家屋調査士会連合会

令和5年度における会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会を下記のとおり予定しております。

今回は、土地家屋調査士白書2018の特集「所有者不明土地問題と土地家屋調査士」座談会で対談いただき、また、『人口減少時代の土地問題―「所有者不明化」と相続、空き家、制度のゆくえ』(中央公論新社(2017年7月発刊)の著者である吉原祥子氏をお招きして、所有者不明土地、相続、空き家などの諸問題とその現状及び今後の展望についてご講義いただく予定です。

開催日時 令和5年11月22日(水)午後1時30分～同4時30分
(講義予定時間：3時間 ※質疑応答含む)

講師 吉原 祥子氏(東京財団政策研究所研究員)

実施方法 ZOOMウェビナーを利用して、配信会場(日本土地家屋調査士会連合会会議室)から各地の会場及び会員個人に研修を配信

対象会 令和5年度における土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成の対象会
(和歌山会・福井会・鳥取会・島根会・佐賀会・秋田会・青森会・函館会・旭川会・釧路会・高知会)

対象会以外への配信方法

YouTubeでライブストリーミング配信する予定です。



ちしき
広報キャラクター「地識くん」

土地家屋調査士名簿の登録関係

■ 登録者

令和5年8月1日付

東京 8313 笠井三千年
東京 8314 小田 清治
神奈川 3218 谷口 直樹
埼玉 2790 松永 貴弘
滋賀 482 田中 一
福岡 2418 鈴木 智範
佐賀 566 林 史士

令和5年8月10日付

埼玉 2791 細川 尚之
大阪 3449 寺本謙二郎
福岡 2419 村岡 健一
福岡 2420 富原 幸二
青森 794 吉宮可奈子

令和5年8月21日付

福岡 2422 井上耕一郎

■ 登録取消し者

令和5年5月23日付

兵庫 1189 前田 拓也

令和5年7月3日付

熊本 913 西村 邦之

令和5年7月8日付

愛知 1270 水鳥 貞雄

令和5年7月12日付

神奈川 2528 平野 稔
栃木 848 平野 貴敏

令和5年7月23日付

埼玉 1073 窪田 茂

令和5年8月1日付

東京 5839 篠宮 進
神奈川 2298 石黒 修
埼玉 315 島崎 仁郎
茨城 1031 井瀨 泰洋
愛知 1355 神田 武典
愛知 1742 藤原 茂芳
愛知 2243 岡本 邦治
福井 276 南部 義信
広島 1930 寺本 祐治
福島 1008 金成 浩
香川 526 西木 絹子

令和5年8月10日付

東京 4866 高妻 浩
静岡 1396 大須賀久雄
新潟 2075 大嶋 政弘
大阪 2059 江里口順一郎
大阪 2476 清山 修

愛知 1744 荒井 輝行
愛知 1944 阪野 錠一
富山 432 平田 稔
福岡 2348 井口 浩章
宮城 874 阿部 政行
宮城 917 龍田 龍男
秋田 994 鎌田 衛
高知 558 山本 清治

令和5年8月21日付

東京 8052 植草 宣弘
静岡 884 飯塚 憲昭
兵庫 1784 足立 安弘
愛知 1723 野々垣徳幸
愛媛 642 伊藤 元康

■ ADR認定土地家屋調査士 登録者

令和5年8月1日付

東京 8313 笠井三千年
東京 8314 小田 清治
静岡 1831 勝間田春奈

令和5年8月10日付

東京 7904 山口 功
東京 8191 武田 徹
神奈川 3197 間賀田貴之



「吊し柿」

深谷 健吾

尼寺の軒を彩り吊し柿
木の実降る今年かぎりの分校舎
黄落のことはげしき城址かな
天高し拳突き上げ応援歌

当季雑詠

深谷 健吾 選

父の歳越えて十年墓洗ふ
戦なき空を自在に夏つばめ
戦後より長き寿命や終戦忌
炎天下道に迷ひし白き杖

茨城 島田 操

忘れかけし食前薬や雷とどろ
大正に生れて令和や雲は秋
老ゆまじと思へど老ゆて杖の秋
句三昧に老いて悔いなし月に雲

茨城 中原ひそむ

新松子新弟子連れて庭師来る
石垣が石垣支へ城の秋
勧誘の電話たびたび秋暑し
渋皮の色ほんのりと栗ごはん

岐阜 堀越 貞有

本山の夜明けの池に朱の蓮
音だけの花火でも良しひとり酒

兵庫 小林 昌三

修行僧めく金門に滝の音
リュックよりはらりと零れ榎落葉

山口 久保真珠美

今月の作品から

深谷 健吾

戦なき空を自在に夏つばめ

島田 操

「夏つばめ」は、夏の季語。春に南方から渡ってきた燕は、四〜七月に通常二回産卵する。産卵後一ヶ月間余りで巣立ちをし、成鳥ともども各地で軽快に飛翔する姿が見られる。青田をかすめて飛ぶ姿はいかにも夏らしくすがすがしい。この世に及んでウクライナ戦争とは。全く困ったこと。いち早く止めて平和の世になって貰いたいもの。戦なき空を自在に飛翔する夏つばめのように。季語の「夏つばめ」の擬人化がよく効いた見事な一句である。

中原ひそむ

句三昧に老いて悔いなし月に雲

「月」は、秋の季語。月は四季それぞれの趣があるが、そのさやけさは秋に極まるので、単に月といえは秋の月をさす。月はいわゆる雪月花の一つで、古来大いに詩歌に詠まれ、物語の背景を支えてきた。「句三昧」とは、句作に熱中すること。俳句とは、高齢者にとって最適な趣味の一つである。「月に雲」の情景を見て、作者の句三昧の生活の心情を詠み込んだ佳句である。

堀越 貞有

新松子新弟子連れて庭師来る

「新松子」は、秋の季語。松は初夏の頃花を開くが、その雌花が松毬になる。黒松や赤松が成熟して種子を飛ばすようになるのは翌年の秋で、茶褐色になった松毬がそうである。新松子というのは今年できたばかりの青松毬のことで、青くしまつていかにもみずみずしい感じがする。新弟子を連れて来て、庭木の中でも難しいと言われる松の剪定作業が。その作業が終わるとすつきりして新松子が現れる。松の剪定作業の情景を活写した佳句である。

り青松毬のことで、青くしまつていかにもみずみずしい感じがする。新弟子を連れて来て、庭木の中でも難しいと言われる松の剪定作業が。その作業が終わるとすつきりして新松子が現れる。松の剪定作業の情景を活写した佳句である。

小林 昌三

音だけの花火でも良しひとり酒

「花火」は、夏の季語。夜空に高く花開く打揚花火や仕掛花火などの大型のものと庭先で楽しむ線香花火などの玩具花火とに大別される。現代では、盆行事より納涼の花火が中心で夏の季語に。提句の花火は、大型花火を詠んだ一句か。夏の土・日・休日の夜になるとマンションの高階よりあちこちに花火を見ることが出来る。風向きによつては音だけの花火にもなる。提句はそのような花火でも一人酒は進むと。平明な言葉で素直に詠んだ佳句である。

久保真珠美

修行僧めく金門に滝の音

「滝」は、夏の季語。華嚴の滝・那智の滝など雄大な滝から、山道で出会う小滝まで滝にはそれぞれの趣がある。滝壺付近に立てば肌には涼しさをおぼえる。「金門」とは大山隠岐国立公園内の観光地。佐陀川岸壁を「御金門」と呼ばれ信仰の聖地。岸壁沿いの山道を登って行くと滝の音が。その滝で僧兵が修行を。聖域の大山が描く大自然の神秘的な情景を活写した佳句である。

発信文書の詳細につきましては、直接所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

8月

- 17日 令和5年台風第6号により被災した会員の被害状況の報告方について(依頼)
- 17日 国有農地測量・境界確定委託事業について(お知らせ)
- 17日 申請用総合ソフト起動時にアプリケーションのインストールを求めるメッセージが表示される事象について(お知らせ)
- 18日 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に当たっての周知について(依頼)
- 18日 狭あい道路解消シンポジウムの開催について(お知らせ)
- 21日 令和5年台風第7号により被災した会員の被害状況の報告方について(依頼)
- 23日 令和6年「更生保護カレンダー」平山郁夫画伯作品集の頒布への協力について
- 23日 「国土計画シンポジウム」(インターネットライブ配信)の開催案内について(参考送付)
- 23日 国土計画シンポジウムのCPDポイントについて(通知)
- 28日 日本土地家屋調査士会連合会会則の変更に係る法務大臣の認可について(通知)
- 28日 令和5年度土地家屋調査士新人研修におけるeラーニング(事前視聴)について(連絡)
- 28日 不動産登記令等の一部を改正する政令案に関する意見の提出について(お知らせ)
- 30日 日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員候補者の推薦方について(お願い)
- 30日 小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」の有償頒布について(お知らせ)

9月

- 1日 令和5年度における大規模災害対策基金の募金について(お願い)
- 1日 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号(領収証)の訂正について(通知)
- 1日 新様式による領収証の頒布の再開について(通知)
- 4日 区分所有法制の改正に関する中間試案に関する意見の提出について(お知らせ)
- 6日 申請用総合ソフト起動時に「このアプリケーションをインストールしますか?」のメッセージが表示される事象の解消方法について(お知らせ)
- 6日 登記手続のオンライン利用における利用者満足度に関するアンケートへの協力方について(依頼)
- 7日 令和6年度法務省予算概算要求の公開について(お知らせ)
- 12日 マイナンバーカードの活用等の促進について
- 12日 日本土地家屋調査士会連合会令和5年度第3回理事会議事録
- 13日 郵便料金の変更に伴う不動産登記事務及び商業・法人登記事務の取扱いについて(参考送付)
- 13日 令和5年台風第13号により被災した会員の被害状況の報告方について(依頼)
- 15日 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(相続登記等の申請義務化関係)(参考送付)

編集後記

編集後記を書くのは本誌原稿の校了直前、つまり今号であれば9月後半に差し掛かる時期です。9月といえば個人的に大切にしているイベントが毎年開催されます。それは宮城県石巻市を起点に震災遺構を巡るサイクルイベント「ツール・ド・東北」です。2011年3月11日に起こった東日本大震災。その震災跡地を忘れないため、その復興を見届けるために地元河北新報社を中心としてスタートしたイベントに、同じく震災を経験した兵庫県からロードバイクを車に積んで参加し続けています。

参加当初は工事車両が巻き散らかした砂埃舞うアスファルトを、ところどころ防潮堤の切れ目から覗く海岸線を横目に見て走行していました。圧倒的な力によってなぎ倒された町並み跡を目にしたときの恐怖感と悲しみに涙も流しました。しかし、年を重ねるごとに、防潮堤の切れ目は少なくなり海を感じるものが減りました。アスファルトの砂埃もほとんどなくなり快適な車線が続くようになりました。確

実に復興は進んでいるのでしょうか。きっと。

震災の被害に遭われた人々の悲しみや戸惑いは決して計り知ることはできません。同じ震災経験を持つものとしても、その隔たりは大きく、簡単に埋めることはできないはずです。それでも、これから遭遇するかもしれない災害に対する備えは、全ての人々が同じベクトルで準備することは可能はずです。

本誌が皆様のお手元に届く頃、神戸市を会場とした連合会主催の「狭あい道路解消シンポジウム」が開催されます。狭あい道路の解消は、災害予防の第一歩です。私自身も地元明石市が実施する「狭あい道路整備事業」に土地家屋調査士として従事した経験を持っています。地元市民の安全安心のため働くことができたのは、土地家屋調査士という資格ならではの自負しています。今も全国のあちらこちらで、同様の狭あい道路解消に向けて汗をかいている会員がたくさんいます。皆、災害予防の第一歩と信じて。

広報部次長 中山 敬一(兵庫会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社